

おもな事業を紹介します

Part 3

介護保険制度の見直し

4月から地域包括支援センターを設置

4月より介護保険制度が改正

介護保険制度は平成12年開始から6年、介護を社会全体で支える制度として定着しました。その一方で、要介護者、中でも要支援や要介護1の軽度の人気が増加し、制度から給付される費用も年々増大しています。市の本年度の介護給付費分は2億3,640万4千円（給付費の12・5%分）の予算計上であります。

介護保険制度は4月に大幅な見直しが行われました。今回の見直しの特徴は、「介護予防」「自立支援」の新しい枠組みをつくり、できる限り要介護状態にならないようにし、要介護状態になつてもそれ以上進行しないようにする取り組みです。そのため、介護認定に要支援1・と経過措置（全額助成）があります。

子育ての経済的支援

子育て支援サービスの実施

すこやか子育て

支援事業の実施

子育て支援サービスの実施

すこやか子育て

保護者の負担軽減のため、1歳以上の児童には、保育料を一部助成し、0歳児には養育支援金を支給しています。

（ただし一定の所得制限があります）また、特例（4分の1助成）と経過措置（全額助成）があります。

生年月日 0歳児 1歳～就学前
H17.4.1以前 保育料全額助成 保育料1/4助成
H17.4.2～ H18.4.1 保育料全額助成又は支援金（月1万円） 保育料半額助成
H18.4.2以降 支援金（月1万円） 保育料半額助成

生年月日 0歳児 1歳～就学前
H17.4.1以前 保育料全額助成 保育料1/4助成
H17.4.2～ H18.4.1 支援金（月1万円） 保育料半額助成
H18.4.2以降 支援金（月1万円） 保育料半額助成

生年月日 0歳児 1歳～就学前
H17.4.1以前 該当なし 保育料1/4助成
H17.4.2～ H18.4.1 支援金（月1万円） 保育料半額助成
H18.4.2以降 支援金（月1万円） 保育料半額助成

生年月日 0歳児 1歳～就学前
H17.4.1以前 保育料全額助成 保育料全額助成
H17.4.2～ H18.4.1 保育料全額助成又は支援金（月1万円） 保育料全額助成
H18.4.2以降 支援金（月1万円） 保育料半額助成



次代を担う新生児の誕生を祝い、その子育てを支援するため、『子だから祝金支給事業』を実施しています。

子どもの出生日の1年以上前からにかほ市に住所を有し、住民基本台帳に登録されている世帯が対象です。

★利用できる基準★

小学校に在学し、保護者の労働または病気等の理由により放課後保育に欠ける小学校3年生以下の児童です。

学童保育クラブ案内

・のびやかサークル（象潟保健センター内）

・なんぼサークル（金浦勤労

保育料の助成状況表

出生順位	生年月日	0歳児	1歳～就学前
第1子	H17.4.1以前	保育料全額助成	保育料1/4助成
	H17.4.2～ H18.4.1	保育料全額助成又は支援金（月1万円）	保育料半額助成
	H18.4.2以降	支援金（月1万円）	保育料半額助成
第2子	H17.4.1以前	該当なし	保育料1/4助成
	H17.4.2～ H18.4.1	支援金（月1万円）	保育料半額助成
	H18.4.2以降	支援金（月1万円）	保育料半額助成
第3子	H17.4.1以前	保育料全額助成	保育料全額助成
	H17.4.2～ H18.4.1	保育料全額助成又は支援金（月1万円）	保育料全額助成
	H18.4.2以降	支援金（月1万円）	保育料半額助成

- ◇チャイルドシート購入補助金交付事業の実施
- チャイルドシート購入費用の一部補助は、乗車中の乳幼児の安全確保と事故防止を図ることで、子育て支援に役立ててもらいます。

金浦地区

・なんぼサークル（金浦勤労

・星城保育園

申請・問合先



児童手当の支給対象者が、小学校6年生まで拡大されました。

すぐすぐ子育て支援課
子育て支援係

32-3040



室」やミニデイサービスでの「転倒予防体操」などを、「脇機能の向上・栄養改善」の必要が認められる人には、歯科衛生士や栄養士による生活指導などを、ひきこもりなどで事業に参加できない人には、訪問して相談や指導などを実施します。

要支援2の認定期階を設定し、また、介護認定を受けていない虚弱高齢者に対する対策を強化しました。

これにより、市は地域包括支援センター（いきいき長寿支援課内）を設置し、職員3名を配置しています。

介護保険制度は、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定し、計画期間内の介護サービスの需要や介護保険事業にかかる費用を見込みなどを定めて、その費用をもとに65歳以上の保険料が設定されます。

高齢化の進行に伴い、認定を利用）、また、制度の定着とともに一人ひとりの受けけるサービス量が増えていていることなどが、4月より地域包括支援センター（ケアマネジャー）が介護プランを立てています。

これまでには、介護支援サービス事業者（ケアマネジャー）が介護予防プランを作成することになりました。（にかほ市の場合には、これまでの介護支援サービス事業者に一部委託）

介護予防プランによる予防給付は、「要支援状態にあつても必要になるおそれの高い虚弱高齢者（特定高齢者）に対し、生涯機能の改善に向けた「介護予防ケアアマネジメント」を実施し、個々にあつた介護予防プランを作成します。

プランは、運動機能の低下が見られる人には、機能向上・維持のための「パワーリハビリ教

※詳しくは広報4月15日号と一緒に配布したパンフレットを参照してください。

いきいき長寿支援課

申請・問合先
介護保険係 ☎32-3042
仁賀保幼稚園（幼稚園内夢ハウス）

仁賀保幼稚園（幼稚園内夢ハウス）

・SOSネットワークの設立

こどもSOSネットワークでは、適切な対応を図るために、保健、医療、警察、教育などの関係機関が情報を交換し、支援内容を協議して協力していくます。

放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）を行っています。クラブの運営は、市が民間（幼稚園や子育て支援グループ）に委託する方法で行っています。開設時間や時間、保育料等は各クラブが決めています。

★学童保育クラブとは★

放課後または長期の休み期間中、児童だけで過ごさなければならぬ小学生が指導員や友だちと過ごす場所です。

小学校に在学し、保護者の労働または病気等の理由により放課後保育に欠ける小学校3年生以下の児童です。

◇児童手当の対象者拡大

児童手当の支給対象者が、小学校6年生まで拡大されました。

「脇機能の向上」がそのサービスとして導入されていきます。

介護保険制度は、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定し、計画期間内の介護サービスの需要や介護保険事業にかかる費用を見込みなどを定めて、その費用をもとに65歳以上の保険料が設定されます。